

# 令和3年3月分(4月納付分)からの 協会けんぽの保険料率について お知らせします

令和3年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、  
本年3月分(4月納付分)からの適用となります。皆さまのご理解をお願い申し上げます。  
こちらのリーフレットを従業員の皆さまにご覧いただくなど、周知にご協力をお願いいたします。

青森支部の健康保険料率は変更となります。  
介護保険料率も変更となります。

令和3年2月分(3月納付分)まで

9.88%

健康保険料率



令和3年3月分(4月納付分)から

9.96%

令和3年2月分(3月納付分)まで

1.79%

介護保険料率



令和3年3月分(4月納付分)から

1.80%

## 基本保険料率・特定保険料率とは

健康保険料率 9.96%のうち、6.43%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.53%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。  
※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いします。

★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。

日本年金機構・全国健康保険協会 青森支部

(<https://www.nenkin.go.jp/>) (<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>)

保険料額表は1年間有効になりますので、大切に保存してください。